

補助金・優遇制度を有効活用！！

申込先着順！

中小企業・小規模事業者支援施策説明会

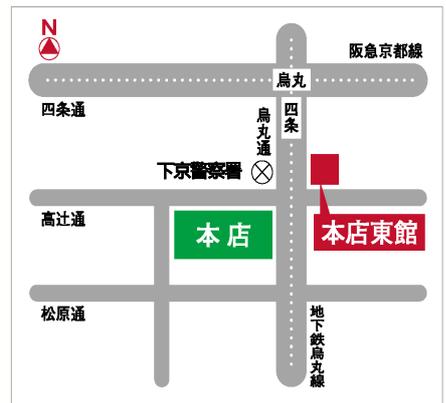
昨年、国の大型補正予算により、「ものづくり・商業・サービス革新補助金」等の中小企業・小規模事業者向け支援施策が実施され、多くの事業者様が活用されたことは記憶に新しいところですが、今年につきましても、2月3日に約3.1兆円の平成26年度補正予算が成立しており、今後、各種支援施策が実施される予定です。

本説明会では、近畿経済産業局より、特に幅広く活用いただける主要施策について説明いただきます。地域の中小企業・小規模事業者の皆様にとって有益な情報収集機会になるかと思っておりますので、ぜひご参加ください。

開催概要

開催日時	平成27年3月12日(木) 14時～16時
会場	京都銀行本店 東館4階セミナールーム 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地 地下鉄四条駅 / 阪急烏丸駅下車烏丸通を南へ(烏丸高辻北東角)
主催	株式会社京都銀行
講師協力	近畿経済産業局
定員	150名様(先着順)
申込期限	平成27年3月6日(金)
お問い合わせ	株式会社京都銀行 営業支援部(担当:三浦、福岡) TEL 075-361-2293 受付時間 9:00～17:00(月～金) ただし銀行休業日は除きます。

【会場案内図】



プログラム

1. ものづくり・商業・サービス革新補助金

新商品・サービスの開発、業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入等、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助。補助上限額:1,000万円(共同体で行う設備投資は5,000万円)。

2. 生産性向上設備投資促進税制

最新設備の導入や利益改善のための設備投資を対象とした税制優遇制度。

優遇内容:初年度100%償却または5%の税額控除(中小企業投資促進税制にも該当する場合は最大10%)

3. 省エネルギー設備導入補助金

最新モデルの省エネ機器・設備投資を対象に、費用の最大1/2を補助。また、工場・オフィス・店舗等の省エネに資する設備の更新・改修についても、費用の1/2を補助(エネルギー管理支援サービスを活用した場合は2/3)。

申込方法 以下フォームに必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

FAX:075-341-5984 株式会社京都銀行 営業支援部 担当:三浦・安達・福岡 宛

参加申込書:平成27年3月12日(木)14時～16時「中小企業・小規模事業者支援施策説明会」	
フリガナ 貴社名	お取引店()
ご住所	
TEL	
E-MAIL	
フリガナ 部署・役職・氏名	

お申し込みに対して受講証等は発行いたしませんので、当日直接会場にお越しください。申込書にご記入いただきました情報は、セミナー運営上の管理および各種ご提案のためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。